

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市浄化槽等設置に関する補助金
補助の区分	事業補助(協調事業補助)事業補助(その他事業補助)
補助の概要	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、個人等で浄化槽又は変則浄化槽を設置する者に対し補助金を交付する。
補助事業者	主に居住の用に供する建物に合併処理浄化槽を設置する者
補助対象経費	浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費
類似補助の有無 ※類似補助金の統合メニュー化	<p>無</p> <p><input type="radio"/>同種の補助金の統合検討</p>
補助金額（定額、上限、下限等） ※少額補助金は廃止	<p>上限：5人槽 352千円、6～7人槽 441千円、8～10人槽 588千円、11～20人槽 1,002千円</p> <p><input type="radio"/>少額（5万円以下）補助金の理由</p>
補助率等 ※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	<p>定額補助（上限）</p> <p><input type="radio"/>補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由</p> <p>設置規模に応じた定額補助となるが定額の補助の割合は、国の基準によるため市単独では1/2を越えない（国1/2、市1/2）。</p>
数値目標等 ※数値目標の設定検証	<p>数値化</p> <p>整備予定基数（計画期間H29～H32 4年間） 基数200基（うち撤去8）、処理人口424人</p> <p><input type="radio"/>目標に対する費用対効果（計算式）</p> <p>浄化槽の普及率を向上させ生活環境の保全を図ること及び補助対象経費に対して、2.5倍程度の設置費用となるため、地域経済に対しても一定の経済効果があるものと考えられる。 佐渡市循環型社会形成推進地域計画による整備規模として200基（うち撤去8基）を計画している。</p> <p><input type="radio"/>目標を数値化できない理由及び他の評価方法</p>
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	<input type="radio"/> 終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	<input type="radio"/> 開示内容及びその方法（手段） ホームページ、市広報、ケーブルテレビ
事業担当 (担当部署) (電話番号)	上下水道課 下水道維持管理係 0259-55-2222